

第16回青森県男女共同参画審議会議事録

日時：平成20年8月27日（水）

午後2時～4時

場所：ラ・プラス青い森 4階ラ・メール

〔出席委員〕 佐藤委員、内田委員、成田（宏）委員、齊藤（敏）委員、本間委員、長谷川委員、吉村委員、岩間委員、齊藤（久）委員、成田（有）委員、松本委員、村岡委員

〔欠席委員〕 内海委員、工藤委員、松見委員

1. 開会

司会：ただ今から「第16回青森県男女共同参画審議会」を開会いたします。開会にあたりまして、環境生活部名古屋次長からごあいさつ申し上げます。

2. あいさつ

名古屋次長：本日はお忙しい中御出席いただき誠にありがとうございます。また皆様には日頃から男女共同参画行政の推進に格別の御理解、御協力をいただき心から感謝申し上げます。

少子高齢化の進展や社会・経済情勢の急激な変化に対応し、活力ある地域社会を維持していく上で、女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら支え合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、非常に重要となってきました。県では、昨年3月「新あおもり男女共同参画プラン21」を策定し、計画の着実な推進を図るため設定した指標の進行管理を行っております。その進行状況につきましては去る8月4日の青森県男女共同参画推進本部会議に報告をいたしました。本部長である三村知事から県庁各部署の連携・協力の下、男女共同参画社会の実現に向けさらに積極的に取り組んでいくよう指示があったところでございます。

本日は、この指標の進行状況及び平成20年度版青森県の男女共同参画の現状と施策についての御報告等を予定しております。委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見・御提言を承りますようお願い申し上げますとともに、男女共同参画社会の実現に向けてなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

司会：ここで本年度新しく委員となられた方がおられますので、御紹介申し上げます。青森県高等学校長協会人権委員会委員長として、県立大湊高等学校長の長谷川光治（はせがわみつはる）様でございます。前任の三上順一様に代わってお願いいたしました。長谷川様の委嘱期間は前任者の残任期間の平成22年2月までとなっております。よろしくお願いいたします。

次に事務局を御紹介いたします。先程ごあいさつ申し上げました環境生活部次長の名古

屋淳です。青少年・男女共同参画課長の高田敬子です。青少年・男女共同参画課男女共同参画グループリーダーの前田基行です。本日はこのほかに男女共同参画グループの職員と、総合計画を担当しております企画課の職員が同席しております。

次に会議内容の公開についてお願い申し上げます。本日の審議会における御発言は県の行政改革大綱の提言に基づき、後日、県のホームページに公開することとしておりますので、御理解をお願いいたします。

ここで、会議の成立について御報告申し上げます。会議は青森県附属機関に関する条例第6条の3に基づき、半数以上の出席を必要としております。本日は内海委員、工藤委員、松見委員の3名の方が欠席されていますが、過半数の出席がございますので会議は成立しております。

それでは議事に入らせていただきますが、青森県附属機関に関する条例第6条の2に基づき、会長が会議の議長となることが規定されておりますので、この後は佐藤会長に議事を進めさせていただきます。佐藤会長、よろしくをお願いいたします。

3. 案件

(1) 新あおもり男女共同参画プラン21に関連する指標の進行状況について

会長：皆様こんにちは。2月に開催されましてからずいぶん御無沙汰しております。約6か月ぶりだと思います。皆様にはお元気でお過ごしでしたでしょうか。今年の夏は暑かったのかどうかよくわからないまま、もう秋になだれこもうとしておりますが。

今日は、先程、名古屋次長さんからも御案内がありましたように、前もって皆様方にお送りしております資料をもとに、事務局から御説明をいただいた後、私どもで協議検討をさせていただきたいと思っております。この8月の時期に、審議会が(白書を案件としてかけて)開かれたのは、私の記憶ではなかったのではないかと思います。この8月の時期といえますのは、来年度21年度の男女共同参画に関する施策事業と予算に反映させることができる貴重な機会だと思います。今回、案件は2つですので、今日は時間の許す限り皆様お一人お一人から御意見を伺いたいと思っております。そのような進行をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

では早速ですが、案件の(1)の、「新あおもり男女共同参画プラン21」に関連する指標の進行状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局(前田)：それでは事務局から御説明させていただきます。案件(1)新あおもり男女共同参画プラン21に関連する指標の進行状況について御説明いたします。A3判の2色刷りの大きなペーパーですが、こちらが「新あおもり男女共同参画プラン21に関連する指標」、それからお手元に新プランの概要版もありますので、基本目標の説明等につきましてはそちらを御参考に願いたいと思っております。

この指標につきましては、県の男女共同参画を推進するための基本計画である「新あおもり男女共同参画プラン21」を着実に推進していくため、知事を本部長とした庁議メンバーによる青森県男女共同参画推進本部において、昨年8月に指標項目・目標等を設定しております。御覧頂いているA3判の指標は、去る8月4日開催の推進本部において本年

度の進行状況、赤字で現状値とございますが、これと今後の施策等についてを報告したものです。

初めに、全体の傾向について御説明させていただきます。指標項目は新プラン21の5つの基本目標に沿って、県の総合基本計画である生活創造推進プランに掲げている期待値や県庁目標値をもとに、10の項目とその目標値を設定しております。本年度の現状値は10の項目のうち設定当初掲載値に比して横ばい、あるいは向上したものが7項目、残念ながら若干下回ったというものが3項目となっております。それでは、各項目の内容を個別に説明させていただきます。

まず、項目1の県の審議会等の女性委員比率は設定当初掲載値を若干下回り、40.1%となっているものの、概ね現状を維持しております。指標項目2の男女共同参画基本計画策定市町村割合は設定当初掲載値と比較して10ポイント上昇し、現在11市町で策定済みとなっております。これにつきましては、まだ策定していない町村が多いということもございまして、未策定の町村の首長さんに直接お会いして策定を依頼するなど、今後ともより一層強力で策定を働きかけていくこととしております。

次に指標項目3の年間総労働時間数ですが、設定当初掲載値に比べて14時間減少しております。ただ、この1800時間という目標につきましては、国において既に平成17年度に法律改正をいたしまして、時宜に合わない数値だという反省もあり、現在、国においては目標の設定を既にやめております。県の担当部局におきましても生活創造推進プランの改定作業と並行して、目標設定の考え方をまた改めて再検討したいということで聞いております。

次に指標項目4の家族経営協定締結農家数ですが、設定当初掲載値と比較して38%、それから指定項目5の放課後児童クラブ等数は前年度と比べて29か所増加しており、いずれも目標値達成に向けて着実に改善されております。

次に指標項目6のDV相談解決率は前年度より100%で推移しております。

それから指標項目7の乳児死亡率は前年より改善し、すでに目標を達成しております。指標項目8の職場や家庭における男女共同参画が図られていると思う人の割合、これは県のアンケート調査の「満足」と「やや満足」の合計ということになりますが、これは設定当初掲載値と比較して若干下回っております。ただし、ここに関しては同じ調査で重要度についても照会してございまして、こちらはむしろ同時期の比較で上回っており、意識は高まっているのだけれども十分な満足につながっていないという傾向を示していると思っております。

それから指標項目9の学校支援ボランティアを導入している小中学校の割合ですが、これも前年と比較して3ポイント下回りましたが、今後コーディネーターの配置等により、市町村に導入を働きかけていくと聞いております。それから指標項目10の国際交流ボランティア登録者数はすでに目標値を上回るボランティアが登録されています。以上のとおり各指標項目の現状値については、概ね目標値に向けて改善されているところです。

この指標の進行状況の報告を受けて、先程、次長のあいさつの中にもありました、推進本部長である知事から各部局のなお一層の連携協力の下、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組むようにという指示がございました。なお、この表の欄外、一番下の※

のところにありますとおり、目標値の到達年度はこの新プラン21の計画期間である平成23年度までとしておりますが、現在、県の総合計画である生活創造推進プランの計画が本年度をもって終了するということから、この県の総合計画、生活創造推進プランの改定作業を行っているところです。

この改定作業と連携しつつ、改めて見直し作業を行うこととしておりますが、この指標につきましても生活創造推進プランでどのような施策評価をするかによって、また変わってくるかと思われまますので、結果の報告は来年度になるかと思われまますけれども、2月の時点で作業の途中経過等は御報告できればと考えております。ちょっと具体的な話をする、今、目標値を設定しておりますが、県の総合計画では目標値を果たしておくのかどうかということが議論になっていると聞いておりますので、それらの結論が出次第、また御報告をさせていただきたいと思ひます。

事務局からの説明は以上なのですが、ここで、本日御欠席の内海委員の方から事前にこの指標についての御意見を頂戴しておりますので、御紹介させていただきます。この指標の、先程申し上げました、下回っている項目が8番の意識調査のところですね。それから学校支援ボランティアのところの設定当初より数値が下回っているということで、この2点について御意見を頂戴いたしました。

まず一つは、意識調査についてですが、これは満足度が10.8%という非常に低い数字が出ていまして、内海委員から、この数字そのものは非常に実態と乖離している印象が強いなど。1割しか満足していないという状況はずいぶん低いなという話がありまして、この数字が一人歩きしないように、できれば審議会のメンバーの皆さんの共通の御理解をお願いしたいということでした。

これは、後で内海先生とのお話の中で出た話なのですが、実はこのアンケート調査をした調査時点が本年4月ということで、非常に景気動向等でいろいろな意味で印象度が悪い評価が出ていまして、こればかりではなくて、いろいろなものが悪い評価が出ているということも一つ影響があるのかなと感じております。

それから指標項目9の学校ボランティアのところですが、今回教育庁の生涯学習課の方からコーディネーターの配置の話が今後の方策として提言されているのですが、実は県立学校の予算の枠で、特別教育支援ボランティアというのが今年度から導入されておりまして、市町村の小中学校でこれを活用できるということで、八戸大学の学生さんなどが八戸市の小中学校でボランティア参加しているということの御紹介がありました。こういうことがあるので、ここについてはそんなに悲観することなく、これからどんどん増えていくだろうという御助言をいただいたところです。以上2点について御紹介させていただきます。

会長：では、今、事務局から、10項目指標が設定されておりますが、その指標の進行状況について御説明がありました。これについて質問・御意見を伺いたいと思ひますが、その前にちょっと確認させていただきたいのですが、この指標の設定については、既に18年度の時点で県の生活創造推進プランに基づいて、そちらの方との関連で設定されたものだと思います。今のお話で、今そちらの方の見直しをしているということでしたよね。そして

目標値そのものを設定するかどうかの是非も議論になっているというお話でしたが、この指標項目そのものについての見直しも当然ありますよね。その時に当審議会の指標項目についての意見をそこに反映させることはできるのでしょうか。

これまでの私の記憶では、私どもの協議の結果、「この指標を」というものは挙げられていないように思います。今回ちょうどいい機会ですので、この10項目の指標全体について委員の方々の御意見を伺った上で、適切なものはこのまま残す、あるいは新たなものを加えるというような意見を伺いたいと思っているのですが、それを伺った後に、反映させることができるルートというものはあるのでしょうか。それをちょっと確認させていただきたいと思います。

事務局（前田）：あまり予断を持って言ってしまうと、総合計画の作業に差し障りが出ると困るのですが、今総合計画の方では、あまり項目を特定しないで、むしろ県のいろいろな指標の中でどういう方向に今の経済はあるのだとかいうことを提言型にしてもらうという議論がなされているようです。

今までの指標はどうしても、これこれの指標があって目標を置いて、それをクリアできたかできないかというのが評価の方法として入れられています。それをもう少しフラット化したいと。フラット化の意味がよくわからないのですが、もうちょっとこれから議論が出てくると思うのですが。1つ2つの項目で今の経済状況等を判断してしまうのではなくて、いろいろな項目を合わせて総合計画審議会の委員の先生方などから、逆にこういう状況だからというものを提言してもらおうということを聞いております。それはむしろ項目を限定的にしない方向に行っているようです。

会長：そうしますと今挙げられている10項目自体も、その時点で無くなる可能性もあるのですか。

事務局（前田）：そこから先は当方の審議会として10項目にするのか、項目限定しないのか、あるいは増やすのかどうするのかということと、その方向が見えてきたら我々の計画の進行管理はどういう方向にしようかということについては、もう一度次の審議会でお話しただけかと思えます。

会長：次は2月ということになりますね。

事務局（前田）：2月にはだいたい総合計画審議会の方向が出ていると思いますので。

会長：わかりました。では2月にはかなり具体的なことについて、状況を踏まえた上で意見交換ができるということですね。では、そのような状況ですが、今の時点でこの10項目の指標について御意見・御質問等があればお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。松本委員、どうぞ。

松本委員：松本です。今のお話ですと、フラット化というのでしょうか。そうしますと例えば、この基本目標 1 のナンバー 1「県審議会の女性委員の比率」、それから基本目標 3 のナンバー 6「DV相談の解決率」、基本目標 4 のナンバー 8「職場や家庭における男女共同参画が図られていると思う人の割合」と、これは結局同じこと、要は分野が限られているだけであって、実質は同じことを聞いているような気がするのです。職場ということつまり県審議会での女性、家庭ということはDVの相談ということになるので、そういった意味で、こういう垣根というのでしょうか、横のラインを取り払ってフラット化をすることになる、そういう方向だということでしょうか。

事務局（前田）：すみませんでした。フラット化というのを企画課のグループリーダーが使ったのは、今のような言い方ではなくて、先程、説明しました期待値と目標値の設定の仕方で、今は期待値と県庁目標値という 2 段階になっていまして、それをフラット化したと。だから要は、あまり目標を複雑にするのではなくて、わかりやすい表現でフラットにしたいということで使っておりました。

したがって、項目の垣根を超えるというのではなくて、もう一つ言えば、例えば当方の次の案件になります、白書での現状がいろいろな数字を捉えているのですが、逆に言うと指標項目を 10 項目にしてしまうと、他の数字はあまり評価されなくなってしまうのです。かといってすべての数字に目標を設定できるかとなると、それもまた難しいということがありますので、その辺がやはり今、議論されているのだろうと感じております。

松本委員：ありがとうございました。

会長：他に御意見はありませんでしょうか。はい、どうぞ、成田委員。

成田（有）委員：DV相談の解決率なのですが、18年度、19年度、そして目標値も 100%ということになっていますけれども、解決の目標率ですよ。これは私自身考えるに 100%は当然だと考えております。それを 100%、100、100、100 って書かれると、これって当り前のことじゃないの？と、そういう思いをしております。例えばこれを解決率ということではなく、また違う、今はちょっと思い浮かびませんが何か違う、100%は当り前、当然ですけれどもまた違う視点と言いますか、そういうものを指標項目として入れていただくという、そういうようにしていただけたらと思っております。

会長：今の御意見は指標の 6 の DV 相談の解決率ということについてですが、解決という言葉も、ちょっとこれはこの言葉でいいのかどうかということはあると思います。相談すればそれが即解決ということではありませんので、これは相談員の対応率ですよ。だからそれが 100%というのは当然のことで、実際当然 100%になっているわけなので、これを目標値として設定すること自体に意義があるのかという御意見かと思いますが、事務局の方から何か御説明はありますか。

事務局（前田）：担当課からの説明になりますが、解決率の表現の仕方なのですけれども、これはただ相談を受けた件数ということではなくて、当然相談を受ければ相談者が納得して相談が終了したかということの評価対象にしておりますという説明でした。それにしても100は当然だろうというのは、正におっしゃるとおりだと思います。当初から県庁内でもいろいろな他の指標の検討というのはなされているのですが、やはり個人情報への壁だとかいろいろございまして、他の指標が見当たらないという苦労がありまして、いろいろな方から何かDVに関する目標と申しますか、施策の評価にできる数字というものは現在も並行して、総合計画の方でも併せて今検討している最中です。

会長：ということで、今のことに関してでも結構ですし、他に委員の方から御意見はございませんでしょうか。先程のお話にもありましたように、ここで出た意見がすべて採用されるとは限りませんが、1つの案として反映される可能性があると思いますので、ぜひお出しただけだと思います。はい、どうぞ、内田委員。

内田委員：5番目の放課後児童クラブについてですけれども、働くお母さんが非常に多くなっている現状の中で、私が住んでいる地域のことに関して申し上げますと、働かなければならないという経済的なことに話が広がってしまうのですが、そういう場合、19年度の273という数字と目標値が280とありますが、23年度まで単純に計算して、もっと増やせないのかなと思います。今日明日非常に困っているのだという声を聞きますし、そういうところで母親の気持ち、女性の味方ということで、23年度のところで280か所、19年度は273という、この数字はどうしてこの数字なのか、ちょっとお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

会長：今のことについてお願いします。3年間で7か所しか増えないというのは。

内田委員：それこそ目標値ですので意図するところがあって、この280という数字が出たのか、それとも。

会長：担当課が違うようですが、いいですか。

事務局（前田）：280の根拠につきましては、その内容のところにありますが、これはすべて市町村の予算措置が必要なものですから、すべての市町村が全小学校区で設置していただければ、100%ということになり、374校ということになるのですが。それを市町村の予算措置が伴うということで、県全体として75%ということから、23年度は280ということに設定したと聞いております。

ただ、これについても、赤字で書いている施策のところにあります通り、市町村でも相当、今、内田先生がおっしゃったように地元の意向等もあり、だいぶ拡充する方向になってございまして、その280でやめるということではなくて、どんどん増やしていく方向にはなりつつあるのではないかと考えております。

会長：他に御意見はございませんでしょうか。どうぞ、成田委員。

成田（宏）委員：これからこれを見直しして行って、目標値というのは数字で私たちが描くということになるべくは切り替えようというふうに、単純に受け取られてしまうのですけれども、そういうふうになった時に、庁内で企画等も含めながらやっていく段階では、私たちの方で、今取り上げている範囲だけではないと思うのです。そうやっていった時に、他の担当をしているところと大きく重なっていくところが、各担当課として現在は表の右側に出ていますけれども、その辺の描いている達成観点というものと、なかなか合わせ読み取るのが難しいのかなと、そんな気がしてならないのですけれども。

例えば、小項目の4番あたり、前にいただいていた資料からの、一つの例ですけれども、農林水産政策課が出した資料で、農業の従事者、それから林業の従事者、水産業の従事者とそれぞれに資料の出し方自体もみんなバラバラですよ。同じ課が持ってもそういう見方で、結論はこうです。だからプラスですとは表されていないです。とても伝わりにくいと私は思うのです。

そうすると私は逆に、3歩進んで2歩下がっているのか、2歩進んで3歩下がっているのかが見えにくい状態になりはしないかと、新プラン21を作った時のいきさつを今思い描きながら、気になるところです。

会長：ありがとうございます。もし他に御意見がないようでしたら、議長であります私からも一言、指標に関しまして意見を述べさせていただきたいと思っております。今、成田委員の御意見にもありましたし、最初の事務局の御説明の中にもちょっとあったと思いますが、この指標の設定自体、おそらく大変難しいのだろうと思っております。指標を設定すること自体についての是非もあると思っておりますが、やはり指標で数値目標を掲げるということは、それに向けて現実的に具体的に努力するということの表れですので、この指標設定自体には意味があると思っております。ただそれをどのような数字で表すかというのはとても難しいと思っておりますし、さっきの解決率100%のように、100%であればいいのかということもあると思っております。

私が一番気になっておりますのは、ここの5つの基本目標に照らして、指標項目をいくつか設けるということで、割と無理矢理と言いますか、入れているような節がちょっと見受けられます。それから男女共同参画推進ということになりますと、もっと重要な指標がありますが、それが入っていないということを申し上げたいと思っております。最初の県の審議会登用率というのはずっと国の方でもなっておりますのでいいと思っておりますが、もう1つ必要なのは、県庁職員の女性管理職割合の目標値、前から30%と申し上げていると思っておりますし、プランの中にも数字は挙げてありませんが、これは重要な項目として掲げてあるものです。それが入っていません。

それからもう一方で、県庁内の男性の育児休業取得率が10%、これは国でも挙げているものですが、そのようなものが入っておりません。それから他の目標についてはなかなか難しいところだと思っておりますが、先程、話題になりました9番10番の指標等も、なぜこれが

男女共同参画推進の指標として言えるのかと、その理由・根拠というのがあまりはっきりしていないように思います。

ですから、このこと自体を進めることは必要だとしても、男女共同参画の点に照らしてそれを進めるための指標ということで、もう少し厳密に選んでいただく必要があるのではないかと思います。その場合に、先程からお話がありましたように、県の総合計画の中での兼ね合いがありますので、すべてこちら側が入れて欲しいものが入るといったことはないかもしれませんが、少なくとも少数、限られたものしか入れられないのであれば今申しあげましたような、男女共同参画推進にとっての明確な指標になるもの、国の方でも出しているものをぜひ入れていただくようお願いしたいと思います。総合計画の中で担当課の方等が発言される場合には、その拠り所・根拠として国の基本計画等を挙げていただくことが必要だと思います。これは議長ではありますが、意見を申し上げさせていただきました。

他に御意見はありませんでしょうか。では、このことにも後で意見が出るかもしれませんが、指標については以上にさせていただきますして、次の案件に進みたいと思います。2点目です。平成20年度「青森県の男女共同参画の現状と施策」について、まず事務局から御説明をお願いします。

(2) 平成20年度「青森県の男女共同参画の現状と施策」について

事務局（前田）：案件（2）の平成20年度「青森県の男女共同参画の現状と施策」についてです。冊子はこの分厚いものですが、青森県男女共同参画推進条例、お手元のリーフレットの中にも条例のリーフレットが入っていますが、その第7条に、知事は毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならないと規定されておりまして、この現状と施策につきましては現在未定稿のものですが、この現状と施策の実施状況の公表ということで毎年青森県版の、いわゆる男女共同参画の白書として作成しているものでして、当審議会への報告のほか関係機関への配布、ホームページへの掲載等を行っております。

例年11月頃に取りまとめておりましたが、本年2月の当審議会におきまして、先程、会長からお話がありましたように、できれば翌年度の県庁各課の予算要求に審議会の意見が反映されるようにできないものかというお話がありまして、それでこの白書の中に今年度の事業の施策状況を網羅しているものですから、なんとかその取りまとめを早められないかと検討して参りました。本年5月13日に、庁内の担当者をすべて集めまして、なんとか特段の御協力をできないかということで、それぞれの担当者にもちょっと前倒しでいろいろ作業をしていただきまして、本日の会議に間に合わせたという経緯がございます。

今までは一覧表しかなかったのですが、そういう意味では少し内容も盛り込んだ今年度の施策状況を御説明できるかと思います。例年通り、これから厚い冊子になるわけですが、表紙には、施策の名前と新プランの大目標である「男女がわかち合いささえ合う青森県」というのを掲げさせていただいています。本来これを1ページめくると、本編には知事のあいさつが載っておりますが、今回は未定稿ということで載っておりません。完成版には知事のあいさつを次に入れさせていただきます。

目次を御覧いただきたいのですが、目次のところで本篇が第1部、それから目次を1枚開いていただきますと第2部、それと第3部という3部構成になっております。第1部は新あおもり男女共同参画プラン21の体系に沿った統計データを載せております。先程ちょっと指標の話で尻切れトンボになってしまったのですが、少し具体的にいろいろな指標の候補になるものとしては、この第1部の統計のところ、審議会のほかにも、例えば各種委員会とか市町村の審議会とか、いろいろなものが載っておりますので、今回の指標の設定の考え方については、これなども参考にいただければと思います。

第2部は先程来、説明しております新プランの体系に沿って、県でどのような取り組みが行われているかという具体的な県事業の説明をしております。それから、第3部は資料編でして、関連データ、関連法令、それから相談窓口等を載せております。昨年からずっと同じ構成できていますので、しばらくはこの構成でいきたいと考えております。本日は第1部と第3部の説明は割愛させていただきます、第2部の県の主な取り組みについて御説明させていただきます。

それでは84ページをお開きください。84ページに新プランの体系図がございまして、ここの2枚前から第2部が始まりますが、先程来、説明していますように、新プランは5つの基本目標がありまして、この84ページ以降にありますように、第2部では指標の関連事業一覧表、基本目標ごとに載せております。

85ページから91ページまでに今の基本目標ごとの重点目標というのが、先程、御覧いただきました新プランの概要版を、ここにそのまま載せている感じになりますが、重点目標が14、施策の方向、それと具体的施策ということで、それぞれ基本目標ごとに整理して載せております。これが91ページまでです。続いて92ページに先程、御説明させていただきました指標が、ちょっと小さくなってしまいましたが、縮小版で載っております。それから93ページからが、各課に照会した事業の一覧です。これが重点目標と施策の具体的施策というものに、先程の一覧表に対応する形で一覧表になっていまして、それぞれの担当課をここに載せております。

なお、この一覧表で言いますと、いくつか空欄になっているところがありますが、例えば93ページから基本目標の2が始まりまして、1枚めくっていただきますと重点目標5というのがありまして、そこをずっと見ていくと95ページの一番上「PTA活動の参画促進」、ここが19年度20年度事業は空欄になっています。具体的に言うと県での事業はやっていないということなのですが、これにつきましては学校行事へのボランティア参加ということで、県としては市町村支援が中心になっておりますので、予算措置を伴う具体的事業は県としては掲げていないのですが、県の窓口となりうるところは括弧書きで生涯学習課と掲載しておりますので、これについても関連事業なしというところでも担当課をきちんと明記することで、照会、相談、その他についてはこちらが担当窓口ですよということを意識付けできたかと思えます。

昨年からすべての担当課を入れることにしておりますので、そういう意味では、だいぶ空欄も少なくなってきました。趣旨を理解してきていただけると感じはしております。続いて101ページから順次、今の一覧表に沿った形で具体的な説明をさせていただきます。たとえば101ページを御覧いただきますと、第1章の説明で特に具体的な県事業をやって

いない部分については、傾向だけの説明になってはいますが、重点目標の2のところからは、具体的な事業名を載せさせていただいております。

この101ページで言いますと、中程のところから、例えばあおもりウィメンズアカデミーは、重点目標2の施策の方向1政策方針決定過程への人材の養成ということで、県が取り組んでいる事業の一つとして、当課の事業を紹介させていただいております。

これにつきましては、女性大学でこれまで101名の卒業生を輩出してきましてけれども、それに代わるものとして昨年度から開講しており、より実践的なカリキュラムとなって即戦力としての人材育成を目指しております。昨年度は、平成20年度に公募を予定している審議会等に合わせまして、労働と社会福祉それから医療の分野に絞った講義内容で実施しました。今年度は農林水産と自然環境の分野で講義を行っており、審議会への女性の登用に結び付くよう工夫して参りたいと考えているところです。

それから110ページを御覧いただきたいのですが、すべての紹介というわけにはいきませんが、当課の事業を2、3紹介させていただきたいと思っております。男女共同参画推進員育成事業というものですが、重点目標5の男女の職業生活と家庭地域生活の両立支援のうちの3、地域社会における男女共同参画の促進ということで、当課で男女共同参画推進員育成事業というのをやっておりますが、これについては男女共同参画に関する自主的な啓発活動などを推進員の方に行っていただくことにしております。

昨年度から新たに市町村担当者との意見交換の機会などを設けまして、特に市町村基本計画のない町村の課題などを、町村の担当者とボランティアの推進員が同じテーブルで話し合うということも工夫しております。現在、その結果、七戸町などでそういったことがきっかけとなって、計画策定に前向きな取り組みをされているところも出てきております。こちらに書いていますのは昨年度末で37名ですが、本年度さらに9名増加しております。現在登録者は46名となっております。今後とも増員を図りつつ活動の充実を図って参りたいと考えております。

それから男女共同参画センターのことですが、122ページを御覧いただきたいと思っております。先程、追加資料としてお配りしましたがけれども、重点目標7、男女共同参画センターの充実というのを掲げてございます。情報提供、啓発学習等の機能充実のため、スキルアップ講座、オープンカレッジ、相談事業を実施しております。また127ページ、ずっとここはセンターの事業の紹介になっておりますが、127ページに市町村等の連携事業として、県からの委託事業だけではなくて市町村等との共催事業として、そういった学習活動等も実施しております。それから本日お配りしました追加資料に、ピンクのクローバーあおもりというのが入っておりますが、これの一番後ろに今年度上期の行事予定が掲載されております。

それから、もう1枚大きな資料でA3判の、センターで作成した資料で、9月1日発行予定なのですが、今年度下期のセンターの行事予定が載っております。これらにつきましては、センターの事業として案内・募集等が行われるわけですがけれども、男女共同参画センターの登録団体の他、県内の公共施設や民間企業などにも、「クローバーあおもり」、それから講座の案内を含めまして発行しております。約7千部の発行だと聞いております。その他さまざまな機会を通じて、参加者の掘り起こしに努めているとの報告を受けており

ます。

なお、青森県男女共同参画センターのあるアピオあおもりの建物につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、民間事業者のノウハウの活用により、事業の充実に努めるということにしております。運営経費の節減等により、または提案型の自主事業で効率的な運営を図っていただきたいと考えています。なお現在、平成21年度以降の指定管理者につきましては、公募等の審査作業を行っているところです。

次に129ページをお開きいただきたいのですが、重点目標8の施策の方向の1、女性に対する暴力の根絶への環境作りということで、6つの事業を取り上げております。(1)のDVのセーフティコミュニティ事業と、(3)のDV防止広報事業につきましては、18年度までは当課の担当事業でしたが、19年度からこどもみらい課の担当事業ということで、DVに関する所管を健康福祉部に一元的に移管したことに伴い、これらの事業についてもこどもみらい課に引き継がれております。

131ページの末尾に、配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画、これに基づく関連事業の実施ということが載っていますが、この事業の進捗状況につきましては、こどもみらい課とギリギリまで調整したのですが、本日は報告が間に合わないということで、次回以降に御報告させていただきたいと思っております。改めて、御報告できるように調整して参りたいと考えております。本日は、この部分につきましては添付されておりませんことを御了承願います。

それから、もう一つ、138ページをお開きいただきたいのですが、当課の事業の報告ばかりで恐縮ですけれども、重点目標11に男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革の方向ということの2、理解促進活動の充実・強化で、(2)いきいき男女共同参画社会づくり事業(知事表彰)となっておりますが、これは昨年度からの新規事業で、当課で実施している事業です。功労賞と奨励賞の2種類を新設し、功労賞は、元「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」会長の佐野房氏、奨励賞は八戸市の一二三ゆう子氏、他1団体2企業を表彰しております。本年度は現在選考作業を行っておりますが、来年度以降も引き続き継続して参りたいと考えておりますので、特に奨励賞の、他の模範となるチャレンジをしている女性、あるいは女性の能力の発揮、仕事と育児・介護の両立などに積極的に取り組んでいる企業、これらの情報がございましたら、またいろいろ御報告を寄せていただければ幸いです。

ちょっと早足で当課の事業ばかり紹介させていただきましたけれども、この他さまざま取り組みが庁内各課でされておりますが、まず先程、御覧いただきました一覧表を見ていただきまして、この中で関連事業をその後に御覧いただければ、どういうことをやっているのか、どの程度の規模でやっているのかということをお了解いただければと思います。今回に関わらず、どういうことをやっているのか、もし御照会がありましたら、先般も事前の御意見・御質問ということで御照会いただきましたが、他課にまたがるものもございまして、中継ぎも含めまして、当方に御一報いただければと思います。

それから最後に予算額ですが、149ページに19年度の予算と20年度の予算額の比較一覧を載せています。あまりトータルで増えた減ったを議論しても、ここは意味のないところですが、全体としては比較増減のところでは三角が立っているところは確かに多うござい

ます。ただ全体のトータルを見ますと 151 ページにあります通り、約 12 億ばかりの増になっております。主なものとしましては主要事業 3 の、149 ページですが、ここの女性のチャレンジ支援事業というのがあるのですが、これは起業家への融資なのですが、この融資額が相当大きく増えております。

それから、次の 150 ページの主要事業 6 の（4）です。障害のある人の生活安定と自立の促進ということで、これはどちらかと言うと、外的要因という言い方はあまりよろしくないかもしれませんが、いわゆる障害者自立支援法に基づくホームヘルパーやグループホームの支援ということで、国の法律に基づく予算額の増ということが大きな要因となっています。その他、それぞれ三角が立っているところもありますけれども、限られた予算の中でいかに工夫して効率的に進めていくかということで、庁内で取り組んでいるところです。一応雑ぱくでございますが、第 2 部の現在県庁で取り組んでいる事業の紹介ということでの御報告をさせていただきました。以上です。

会長：ありがとうございます。大変分厚い資料を、先程御説明にもありましたように、例年はもう少し遅い時期にしか出来上がっていないものを、かなり早い時期に前倒しで作成していただきました。どうもありがとうございます。そのおかげでこのように検討することができるようになりました。

皆様のお手元には、10 日ぐらい前に送付させていただいておりますので、お忙しい中少しお目通しいただいているのではないかと思います。その際に、お送りした資料等について、特にこの白書について御意見のある方は事前にお知らせくださいということで御案内申し上げましたところ、先程御紹介がありました内海先生と、内海先生は本日御欠席ということもあって御意見をいただいたのですが、もう一方、成田有子委員から御意見・御質問をいただいております。まず皆様方からの御意見・御質問を受ける前に、事前に寄せていただきました成田委員の方から御意見・御質問をいただきたいと思っております。

では、成田委員から、よろしく願いいたします。

成田（有）委員：せん越ではございますが、いくつか質問させていただきました。まず 1 つ目は青森県の男女共同参画推進員についてです。予算のことも含めまして全部で 4 つ質問させていただきました。

1 つ目は男女共同参画推進員について、2 つ目はあおもりウィメンズアカデミーについて、3 つ目は県職員及び市町村職員の男女共同参画に対する意識の向上について、4 つ目が来年度の事業内容及び予算についてです。ただ今の説明をいただきまして、いくつか私の中でも解決したことはありますけれども、1 つずついきたいと思っております。

まず、男女共同参画推進員についてですが、実は昨年 3 月末まで、私も推進員として名前を載せさせていただいていましたが、昨年 3 月末で取りあえず降りさせていただきました。いろいろなことがありましたが、まず男女共同参画推進員っていったい何をすればいいの？、それからこういうことをやるのが男女共同参画推進員なの？ということと、あまりにも推進員の数が、とにかく数合わせということで数が多く、推進員の男女共同参画に対する意識の差が大きいために、それなりの意識のある方に力が偏るといいます

か、そういうことがありまして、一度降りてまたいつでも戻ることができるだろうということで、取りあえず少し離れてみようということで降りたのです。

その後の具体的な男女共同参画推進員についての内容は、今後どのようにしていくつもりなのかということと、先程も言いましたけれども、意識の違いが大きいということに対して、実情に即した研修はきちんと行われる予定になっているかということです。あまりにも格差があるので、それを少し狭くするための研修を行っていただきたいと思っているということです。

それから、次にウィメンズアカデミーのことですが、昨年からは始まりまして、昨年と今年、2年続けて受講させていただいております。さっき102ページにもありましたけれども、昨年と今年のカリキュラムの内容が書かれてあります。2年目になって、確かこのウィメンズアカデミーというのは、女性大学を卒業した人達の更なる大学院を目指したような、そういう専門的な分野に入っていくということ、それに女性の審議会や委員会に登用する人材を増やしていくというのが目的だと伺って、私は、昨年も今年も受講しております。

昨年の1年目のアカデミーを出た人たちの、審議会への登用率というのはどの程度になっているのかということと、講義の内容は、審議会への登用に対する男女共同参画の担い手の養成になっているのかどうかをお聞きしたいと思っております。というのはこのカリキュラムの内容を見ていただければわかると思いますが、ちょっと疑問だなと思うところもありまして、これがちょっと男女共同参画と結びつけるには相当な理由をつけなければなかなか難しいのではないかとということと、それからこれから農業やそういう分野の審議会や委員にこのウィメンズアカデミーを卒業した人に入っていくということには、とても困難が生じてくるのではないかと思っております。先日、県の方からこの審議会に公募がありますので、応募してくださいという案内をいただきましたが、あれだけではちょっと受ける文章を書くのに迷ってしまうなど、そういう方も多いのではないかなという感じがいたしました。

それから、県職員及び市町村職員の男女共同参画に対する意識の向上は図られているかということですが、何年かに一度といいますか、毎年、県の男女共同参画課の職員の入れ替えがありますが、男女共同参画課を卒業して違う課に行った方たちの、その新しい職場での男女共同参画の視点というものは、本当にそのまま植えつけられたままになっているのかということと、ずっと疑問に思っていました。本当は私自身は、県の職員全部に対してアンケートをやっていただきたいというのが本音ですが、そこまで言うともうあまりにもひどいので、せめて、環境生活部内の職員の男女共同参画に対する意識調査のようなものを検討していただければいいなと思っております。

来年度の事業とか予算については、事業はこれからですが、予算についてはこれを見ればわかりますので、取りあえずここで。

会長：どうもありがとうございました。まず先程申しましたように、他の委員の方からもちろん御意見は伺いますが、事前にお寄せいただきました成田委員から、御意見・御質問をいただきました。この点につきまして、まず4点ほどありまして、最後の方は先程の

説明で了解ということなので、3点の御意見について担当課事務局の方からお答えできるものがありましたらお答えいただきたいと思います。

事務局（前田）：時間の関係もありますので3つ、推進員とアカデミーと研修とそれぞれすべてにいったんお答えを用意させていただきましたので、続けてお話しさせていただきたいと思います。

まず推進員ですが、確かに私どもも、広報があまりされていない部分もあって、どういう活動をしているのかというのを皆様に御紹介する機会がなかなかないのですが。基本的にはこの推進員というのはボランティア、自主的、自発的ボランティアということを中心に据えていますので、活動そのものも自ら活動内容を決めて活動してくださいとお願いしています。旅費も全額出さないで、本当に若干ですが、半分程度の旅費だけは持たせてもらいますよという程度で、本当に自主的に手弁当で活動していただいているボランティアの皆さんです。

昨年度の活動の内容を見ますと、一つは、ジェンダー川柳ということで、今回も募集しておりますが、いろいろなイベント等でその川柳を発表するといいますか、刷りもの・チラシなどにしてお配りしています。募集と川柳そのものの普及といいますか、広報で、併せて男女共同参画の意識啓発を起こそうということです。

それからもう一つは、昨年から県の主催事業でアピオで実施しているパートナーセッションというフォーラムがございますが、これにブースを設けて発表する場を作っております。今年度もこの二つの事業は継続して行くと、先般推進員の会議で決まっておりますので、現在も川柳については募集しております。

御指摘のありましたような、まず一つは意識の格差があるというところなのですが、これはどうしても正に自主的なボランティアですということを銘打っていますので、それぞれボランティアを志す動機も違うものですから、多少の意識の差はあるというのは私どもの感覚でもございます。ただ、それを極端に入口のところで絞めてしまうとなかなか難しいところもあります。

その反省もあって、今年度から、実は県の事業それからアピオがやっている、先程御覧いただきました講座、それから今年度は特に市町村と担当者との話し合いを設けたという実績を得まして、市町村がいろいろな講座を社会教育などでやっております。それらを推進員にフィードバックするようにしました。市町村に対して、例えば、ある町村の住民対象の講座だけれども、この方々はこういうボランティア活動をやっている人ですからということで、他町村の講座にも出していただくように市町村に言っています。各地区ごとにそういうものを、例えば、私はおいらせ町ですが、おいらせ町で年に何回か中央から講師を呼んで講座をやっています。それに、隣町の七戸町だとかいろいろなところの推進員が出られるように紹介させる事業を今年から始めています。できればそういうもので、特に男女共同参画に関わりのあるものは、私どもが少しプッシュしながら、推進員の皆様に出てもらおうということも併せて行っています。

それから先程も説明しましたが、昨年から特に研修会を、全体研修会は年2回、地区別研修会は年1回やっております。基本的に地区別研修会では市町村職員と同じテーブル

で6地区、県民局単位で話し合いを持たせております。それは昨年から始めて今の意識の面、それから活動の面でも非常に刺激を与え合っていると感じております。

成田有子委員の御提言がありましたことも受けまして、なお充実させていきたいと考えています。特に、こういう言い方はなんですが、予算が減ってくると直営事業がどんどん減ってきますので、ボランティアの皆さんにお助けいただく部分が非常に大きいということもありますので、ぜひ充実させていきたいと思っております。

それから、次に、あおもりウィメンズアカデミーですが、昨年から始め、今年で2年目です。登用の状況ですが、昨年15名の募集に対して最終的に修了できた方は、講座の出席率とかもありまして修了は11名でございましたが、このうち県の審議会の委員となられた方は3名、それから審議会ではないのですが、懇話会等の委員になった方は2名おられます。それから市町村の懇話会に参加されている方が1名ということで、ぼちぼちの人数になったかなという感じは得ています。

昨年は、講座のテーマを医療・社会保障・職業能力開発ということでやったのですが、実は県の医療審議会と能力職業開発審議会の公募が12月なものですから、もうちょっとしたら、また昨年受講された皆さんに公募が始まりましたよということで、御紹介させていただければと思います。特に、自分が医療審議会にチャレンジしたいとおっしゃっていた方もいらっしゃいますので、御紹介すれば、もうちょっとまた伸びるのかなと思っております。

講義内容についてですが、思いと現実ということではないのですけれども、少し成田委員と違うと言うと語弊があるのですが、どちらかという、県としましては男女共同参画の人材養成も意図していますが、もう一つはこれまであまり女性が参画していなかった分野で、なかなか審議会でも手が挙がらないところに女性を送り出したいという意図があるのです。ですから、むしろそういう意味では、自然環境は今までも割と女性も参画している部分があるのですが、去年の労働だとか医療だとか、特に今年の農林水産は、確かに女性があまり参画しなかった部分で、そういうのを特に重視して講座を組んでいますので、そういう意味ではちょっと成田委員のおっしゃるのとは、どうしてこれなの？というところがあるのかもしれない。

ただこれはこれで、講義の先生方とお話していると、先生方は確かにそういえばなかなか女性を意識してこういう講座をやったことはないという方もいらっしゃって、そういう意味では今年の講座の中でも特に農業の話あるいは農業土木の話あたりでも、女性を意識した講座ということで改めてやっていただいたのは非常に好評だったと思います。

成田（有）委員：おもしろかったです。

事務局（前田）：おもしろかったですね。ちょっとそこは1年目が始まったばかりなものですから、1年2年繰り返していくと、いろいろなところでもうちょっといいアイデアも出てくるのかなと思っております。

成田（有）委員：今のことですけれども、審議会の女性の登用率を上げるというのは、公

募とはまた別だと思うのです。たとえばこの女性大学を卒業した人とかウィメンズアカデミーを修了した方で、優秀な方と言えれば変ですけれども、みんな同じなのですが、その中の方に県の方から「いかがですか」と声をかけて、手を引いてあげるといふそういうことをして女性の審議委員を増やしていくという積極的なやり方をさせていただきたいのです。公募というのは、御案内いただきましたけれども、なかなか難しいものがありますので、県の方から手を引いてあげるといふ考えと視点で要請していただければなど、私はそう思っております。

事務局（前田）：私どもが、この事業を立ち上げる時に、正に学識経験者と公募者というふうな、だいたいどこの審議会でもあるのですが、そういうのをにらみながら事前に各課に照会するのですが、まず、今立ち上がったばかりです。御紹介させていただければ、実は公募者ですら女性の応募がないのです。本当は女性を意識して、女性の登用率を上げたいから公募者を作っているのだけれども、公募者ですら、ないのですと。

特にこの分野は学識経験で女性を探すのは大変なのではないかという話があるものから、取りあえずは公募者で挑戦してみようではないかと。採用する側でどんどん認知されてくれば、アカデミーの修了生は学識経験者で採れるように研修していますよということが定着してくれば、今後学識経験者の中にもどんどん推すことができるようになると思います。今ちょっと立ち上がったばかりです。

成田（有）委員：公募者ですら女性はないというのでしたら、なおさら引き込むような形で。

事務局（前田）：御自身が希望されていないのに無理に推すわけにもいきませんので、そういう意味では今回2年目で、今年の12月に医療の公募が始まりますから、そういう中でどんどん実績を作っていきたいと考えております。

それから研修のことですが、県と市町村職員との研修ということで一つ御紹介させていただきますと、一つには先程申し上げています、青森県男女共同参画推進本部ですが、庁議メンバーいわゆる知事を筆頭に部長さん方、県民局長さん方で設置しています。ここで特に会議を開催の都度、先程指示があったように連携・協力ということで、意識啓発を含めて指示が出ています。他に、職員向けには昨年もワークライフバランスの研修ということで、弘前大学の先生を招へいまして県庁職員対象の研修会を開催しております。今年度以降もそういったものは、やっていきたいと考えておりました。

それから、市町村職員についてはなかなか研修というものを個別に単独で立ち上げるというの難しいのですが、首長訪問の時に依頼しているのと併せまして、推進員の研修会の時に市町村職員を呼んでいると先程御紹介しましたが、その時でもできれば一定の時間枠で研修者を設けて、市町村の担当課長会議それから市町村の担当者と推進員の研修会、それぞれ男女共同参画をテーマの研修会を実施するようにしています。右から左に通過してしまうのかもしれませんが、機会ある毎に意識付けをしていきたいと考えておりました。

先程言いましたアンケート調査につきましては、いろいろな研修会等で、参加した方の意見等についてアンケートしておりますが、ある部ある課を特定して意識を調査するというのはちょっとどうなのかな。人事サイドでそういう意図があればまた別ですけども、うちの方でそれをやるというのが、どれほどの効果があるのかというのは、ちょっと検討させていただかないと難しいかなという感じがします。

会長：今、成田さんから大変貴重な御意見をいただきまして、事務局の前田さんからお答えいただきました。これに関して委員の皆様から御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ、成田宏子委員。

成田（宏）委員：成田有子委員と重なる部分があります。本当に立ち上げたばかりの推進員の位置付けとか、それを通して各市町村の意識の高揚あるいは条例化に向けて働いてもらいたいという気持ちで発破かけているぞという気持ちは、前田副参事から別なチャンスに何回も耳にしていたので、私は敢えてこれからは期待するところ大です。例えば中学校区を一つの区切りにして推進員がいて欲しいのだと、だけれども、まだそこもクリアできていない地域もあるぐらいの程度でいるというのは、これまでの推進員の在り方が問われる部分だと思います。ここで意識を新たにして県の方で、私は何も県の人の代弁をするわけではないのですけれども、その辺のところも併せながら聞かせていただいております。

なので、これから私たちの推進協議会の方でも、その方々と共に歩ける場がないかと、こういうことも副参事のほうに話をしながら、これから歩みを続けていこうと思うと共に、各市町村の在り方にどう食い込むかというところの確認が、これから本当に大事になっていくだろうと思います。目標値が数字に表れないと言いましたけれども、そのところは大事なところだと思います。

そのために推進員への研修の場も、一方的研修で良いのか、講義的研修で良いのか、理論だけで吸収できるのか、それが最近、私は気になっています。

また、各種研修やイベントの際、アンケートを取ったり、報告書を作ったりしているかと思いますが、それに関与する方々はそれをどう感じ取っているのか、そして、それをどう生かそうとしているのかというところが、一番大事だろうと思うのです。

そして、私たちは、行政の方々と共にもっと敏感でなければいけないだろうと思います。その敏感さを数字とか文字だけではとても表せない部分として、体で感じる研修も職員さんの中に必要でないかと思います。

これは一例でしかないのかもしれないのですけれども、「新あおもり男女共同参画プラン21」の58ページからずっと、世界と青森県の動きとずっと横並びにして載せてくださっている中で、世界会議などに出たのは平成7年しか載っていないのですが、その後も出ている時はないのでしょうか？というようなことも併せて、やはりもっと体で感じる視野の広まりというのも必要ではないかと思います。

ですから、ウィメンズの方の研修がどうだということもさしておいて、行政の方そのもの、それから県内の中でそういうふうにもっと広く世の中を見て、現在どう変わってきている

のかという視野を持つ人達が出ていかなければ、いくら中で煮詰めても、やはりあるところを引っ掻いているに過ぎないのではないかと思っています。予算的なものもありますけれども、その中を有効に使ってほしいという思いの中にございます。苦情処理のところでも私はそれをすごく感じましたので、ここでちょっとお話しさせていただきました。

庁内での人事異動の話が出ていたのを、これは私たちもどこかでお話したことがあると思うのですけれども。アピオを立ち上げるために他県に行って研修した方が、立ち上げる時には全然違うサイドのところで仕事をしているということがありました。お金の無駄遣いだったのかという思いはあります。その辺のあたりもこれから本部体制でやっていかれるときには、十分留意していただきたいという気持ちです。

会長：成田宏子委員の方から、先程の御意見・御説明に対して、それに加えていろいろな御意見をいただきました。特に成田有子委員の御意見だけにこだわらず、皆様から自由で率直な御意見をいただいて意見交換をしたいと思えます。それが取りまとめられるかどうかというのは後の問題ですので、まずは自由に議論したいと思えます。今、時間は3時25分をちょっと過ぎるか過ぎないかというところですので、4時をめぐりに終了したいと思っておりますが、ぜひ皆様方。はい、どうぞ、村岡委員。

村岡委員：この厚い資料は、青森県の男女共同参画の現状と施策というタイトルなのですが、たとえば男女共同参画の現状を非常に端的に表す大切な数字の1つである男性の育児休暇の取得率とかそういったデータはこの中には入っていないのでしょうか。ちょっと探せなかったのですが。

会長：最初の部分ですよね。あるとすれば第1部のところですよ。

村岡委員：男性の育児への参画という項目とか、そこら辺にあるかと思ったのですが、男女の職業生活と家庭生活の両立支援とかその辺かなとも思って見たのですが、そこにはなかったのです。入っているのでしょうか、いないのでしょうか。

事務局（前田）：青森県内のということでは取り上げていません。そういう調査については、先程、本間室長さんの御提供いただいた資料にあるかと思うのですが、育児休業そのものの実数は、労働局さんの方の調査しか持ち合わせておりません。更に、別途各課からということでの紹介はしていません。

村岡委員：この資料の最後なのですが、要するにこれは男女共同参画の県の施策の現状という資料というふうに解釈するべきなのでしょうか。

事務局（前田）：県のといいますか、どちらかといいますと県庁の施策です。ですから先ほど一覧表のところでもお話ししましたが、国の施策、市町村の施策、それらについては具体的には触れていないという部分が何か所かあると思えます。

村岡委員：聞き逃したかもしれませんが、これは 20 年度版として作って公表することなのですから、公表の対象というのは県民ですか？

事務局（前田）：ホームページに全文掲載していますので、県民と言いますか特に対象を特定するものではありません。

村岡委員：資料のタイトルが、男女共同参画の現状ということですので、実際の青森県の男女共同参画の状態がどうであるのかということから入るのかなと、タイトルの印象からですね。開いてみると今も言ったように、こういうことをやっております、やりましたという報告なのだろうという解釈すればいいのかなと思います。

やはり共同参画の現状、青森県の男女共同参画社会がどういった状態にあるのかということを表すのであれば、ちょっと資料として不足かなと、資料の作りを見た時点での印象です。今言った施策の内容を公表するためのものだということであれば、そうかと言うしかないのですけれども、ちょっとそういう印象を持ちました。

会長：お手が挙がりました。どうぞ。今のことに関連する御意見ですか。本間委員どうぞ。

本間委員：育児休業の取得率の状況については、当室当局のデータというお話がありましたが、私どもから持ってきました資料の中にはこの県内の少子化の状況についての一部資料がございます。その中で直近の数字を見ますと、今まで全国を上回っていた失業率も全国を下回り、かつ減少傾向になっていると。これは前々回からそういった全国を下回るという状況になったのですが、こういった状況を踏まえまして、この少子化対策におきまして県でもいろいろな施策を講じていらっしゃると思いますが、子どもを産み育てやすい環境作りにおきまして、こどもみらい課さんとこちら様との、県内における連携関係というのはどういったものか、これをちょっとこの場でお聞きしたいと思っている次第です。

事務局（前田）：今、本間委員からのお話のお答えの前に一か所、先程のお答えなのですが、105 ページをお開きいただいて、他のところもそうなのですが、決して労働局さん等の情報をもらっていないわけではなくて、労働局さん、それから県の労政課からも情報はいただいて、作り方の問題は今、村岡先生からもあったように、一応 105 ページに男性の育児休業の取得状況を入れているという報告でした。

その最初のところに、育児休業制度の利用状況ということで、利用総数が 192 でそのうち男性の利用者が 4 人となっています。ここは本来現状のところ、経年ベースでやはり少し増減がわかるように載せておくべきだと思いますので、これは施策の方に単年度単年度で載せていますから、そういう意味ではもう少し労政課と、どういう項目を現状で説明すべきか。それから先程、前段でありました指標項目の見直しということもありますので、現状の捉え方をもう一度、もうちょっと細かく捉えるような方向で再検討させていただきます。

それから、今の本間委員からの御質問に関してですが、実は県庁の中で子育て支援、DV、ワーク・ライフ・バランス、これらについては、国からも窓口はどこかという照会がきています。基本的にはこの3つについては、こどもみらい課が県の窓口であるという整理になっておりますが、では、その連携はどうかと言われると、内閣府から来る情報はどちらかというところ、うちに先に来るところがあって、それから、こどもみらい課に持って行って、厚生労働省から来るのは、まっすぐにこどもみらい課の方に行ってしまうものですから、その辺が本来の関係3課、基本的には労政課とうちとこどもみらい課との3課がきちんと情報を共有できるように、試行錯誤ですが今も一生懸命やっているところです。

一例を言いますと、この間カエルマークというのが内閣府で、ワーク・ライフ・バランスでできたのですけれども、あれなんかもうちには情報が来るけれども他にはまだいっていなかったとか、そんなのがちょっとありました。公文書でくればいいのですけれども、カエルマークというのはプレスリリースだけやって文書が来なかったの、うちには情報が来るのですが、文書がなかったの呈覧がなかったのですね。

子育て支援でも似たような話がありまして、内閣府と厚生労働省と、県庁においてはうちとこどもみらい課と労政課と、常にこの3課においては連携を取りながらやっていきたいと思っています。原則的には、こどもみらい課が一義的な窓口であるという整理で行っております。

会長：ただ今、村岡委員、本間委員からも御意見がありましたけれども、私も正直言いますとこれは分厚な割に、重複等も多くて必ずしも見やすいものではないなと思います。ただかなり詳細に記載されておりますので、その点は御苦労がしのばれるところなのですが。

実はこれは国の男女共同参画白書と、大体同様の構成になっていきますよね。ですから最初の現状のところを、一応、新あおもり男女共同参画プランの基本目標の1から4に即して、それぞれこちらの方をお持ちだと思いますが、この新プランの方も最初に基本目標1というところに関して現状と課題ということで、現状を総括した上でそれに対して必要な重点目標を掲げて、さらに具体的な施策という構成になっております。

ですから、その大きな項目の中、基本目標の現状をまずは第1部で明らかにして、できるだけ見やすいような図表等にして今こんな状況ですということを示した上で、そしてあと具体的な施策の進捗状況についてまとめているものだと思います。先程ございましたように、もう少しやはりこれから作っていただく場合に、最大限努力はしていただいていると思いますが、重複等がないように、それからやはり一目でわかるようなものをぜひ情報収集していただいて、見やすいものにしていただければと思います。それでよろしいでしょうか。

それから、今、担当課のことが話題になりましたけれども、国の方でも内閣府とそれから特に厚生労働省の所掌事務のところは、こちらから見るとかなり混乱状態といってもいいようなものが見られます。ですからそれを做って、県の方でどうするかというのも大きな課題だと思いますが、ただ必要な情報は両方が共有するという形で、このことをあちらに聞いてくださいということではなくて、やっぱり男女共同参画に関わる総合行政ですので、すべてここ青森県でいえば青少年・男女共同参画課に行けばわかるというような状態

にさせていただけるのが望ましいのかなと思います。担当課の方々には大変な御苦勞をおかけすると思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今ちょっとこのようなことになりましたが、その他で御意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

成田（有）委員：すみません、何度も。見ているうちに今気がついたところがあるのですが、105 ページの一番下に、県における取り組みという四角で囲った部分がございます。平成 11 年度からセクハラ相談員を設置し、セクハラ相談室だよりで職員へ意識啓発をしているという一文ですが、この具体的な内容でどの程度の相談数があって、どういう解決がなされてきたかということ、やはりこれは知っておく必要はないだろうかということ、今感じましたので、次回まででよろしいですので、ぜひ教えていただけたらと思います。

相談員はどのような方が相談員として、人事課で把握しているのでしょうか、各課で多分課長とか次長とかそういう方たちが担当になっていらっしゃるかと思いますが、どういう方々が担当してどの程度の数の相談があって、どういう解決になっているかということ、次回までになんとかお願ひしたいと思います。

会長：では、最初に前田さんの方から御説明があったと思いますが、この報告書はまだ未定稿で、これにまた情報を加える可能性がありますよね。20 年度ということですので。その場合に今、成田委員から御意見がありましたセクハラ相談員についてももう少し若干の説明等を加えることは可能でしょうか。もうこれはこのままですか。

事務局（前田）：基本的には、あとこれに知事のあいさつを加えるというところの作業経過ですが、これから校正等がありますから若干の文言の修正・追加はできなくはないですが、今このセクハラのところに関して申し上げますと、人事課からどういう情報なのか聞いてみないと取り上げる是非の判断はちょっとできないので、聞いた上で載せる意味を、人事課の方でぜひ載せたいということであれば対応は可能かと思ひますけれども。

だからそれが、要するにこれは県庁職員のセクハラの実態ですよ。そうですね。だからそれはやはり人事課と相談してみないと、我々の男女共同参画課としてそれを強要するわけにはいかないの、こういう会議の席で許される範囲で情報を伝えるのはいいでしょうけれども、やはり個人情報の問題とかもありますので、そこは人事課とちょっと相談させていただきたいと思ひます。

会長：では審議会から意見が出たということで、担当課と御相談いただければと思ひます。よろしいでしょうか。では残りの時間が少し迫ってまいりましたので、これまで御意見をいただいていない委員から御発言いただきたいと思います。もちろん意見をおっしゃった方からでも率先して。どうぞ、齊藤委員、よろしくお願ひいたします。

（3） その他

齊藤委員：私から、少しお願ひになるのですが、昨日、生活創造推進プランに代わる計画

ができたということを知りました。中身はまだ熟読していない部分もありますが、ホームページも見てみました。そうしたら、今の5つのあるべき姿を4つに変えるのかのようです。

私はちょっと参画できなかったのですが、これだけ立派な新プラン21ができていますので、これを積極的にそこに取り込むような、要するに前の計画では5つの仕組みをサポートするものに、男女共同参画というのが1つ取り上げられておりますから、そこをまず崩さないでいただきたい。さらに、ここの新しいプランも積極的に取り組んでいただきたい。それぞれ委員の方がいらっしゃいますから、総合計画審議会の委員の方もいらっしゃいますし、それから体裁も、少し前の通りでないかもしれませんが、新しいプランの中に取り入れていただくように要望いたします。

会長：大変心強い意見をどうもありがとうございます。今の御意見のとおり、名称は新おもい創造プランになるのかどうかわかりませんが、その総合計画のほうにも是非この男女共同参画プランを盛り込むように、仕組みのところにしっかり位置付けておくようにという御意見でした。よろしく願いいたします。今日は関係課の方は、いいですか。

事務局（前田）：企画課の方がちょうど素案をお持ちいただいておりますので、私の方からですが。今、素案で公表されている範囲での御説明になりますけれども、大きく4本の柱のうちの教育、人づくり分野というものがございます。その中に青森の未来を作る人財育成と、この人財の財は人の宝ですが、それから青森の「今」を作る人財の育成と大きく2つに分かれておまして、その「今」を作る人財の育成の柱の1つに、ワーク・ライフ・バランスの実現ということ掲げております。

このワーク・ライフ・バランスは、当初、男女共同参画の実現というのも議論になったのですよ。ほとんどの大きな括りとしては我々の事業を意識していただきました。ただ表現としてどちらをやるか、使おうかという時に、憲章もできて、「ワーク・ライフ・バランス元年」ということもあったものですから、ワーク・ライフ・バランスの実現というのをメインにして、内容的には仕事中心になる男性、働く意欲のある女性の多様な生き方を図ろうということをやっていますので、事業についても我々も積極的に重点事業等でこれに掲げられるものを作っていきたいと考えております。

会長：すみません、今私もちょっと、それをきちんと確認していないものですから、男女共同参画という言葉は出てこないということですか。ワーク・ライフ・バランスに取って代わられたということですか？

事務局（前田）：この計画本編には出てこないですね。

会長：それはおかしいと思いますけれども。ワーク・ライフ・バランスに代わるものではありません。

事務局（前田）：代わるという話ではないと思います。

会長：では、ワーク・ライフ・バランスはもちろん入れていただいているですけども、男女共同参画をぜひ、先程、齊藤委員がおっしゃったようにきちんと位置付けて、明確にそれがどういうものでその実現を目指さないとならないということを入れていただきたいと思います。そのために推進条例もあります。条例に基づいて行われているものですので、そう簡単にその時の状況で適当に対応していただいているとは思いません。これは私だけの個人的な意見ではないと思いますが。

事務局（前田）：そこは総合計画審議会の方で十分議論していますので、意見としてはお伝えします。今回の計画素案について、今ちょうど意見を募集している最中ですから、こちらの審議会の意見としてもそれはお伝えはしたいと思います。単純に代わるものではないということで置き換えたということではないと思いますけれども。

会長：はい、どうぞ。

齊藤委員：本当にそこを強くお願いしたいというのは、あくまでもワーク・ライフ・バランスは職場の雇用の上での一つの手段だと思うのです。有給休暇を取るとか労働時間を少なくして家庭とのバランスを取ることだと思いますし、それは男性が私一人であっても言えることだと思います。ただここで目指している男女共同参画とはもっと別な、いろいろな女性登用の問題とか、ここに書いてある、わかち合うとかささえ合うとかそういう意味はワーク・ライフ・バランスにはまったく包含していないと私は考えますので、その辺はぜひ取りあげていただきたいと思います。

会長：他に御意見はありますか。先程ちょっと御説明があったと思いますが、今の総合計画の素案の段階で、パブリックコメントにかかっているのですか？

事務局（前田）：パブリックコメントについては、企画課からお願いします。

事務局（大中）：企画課の大中と申します。8月25日に、総合計画審議会の素案が公表されております。そして明日から31日までの間に、地域フォーラムという形で住民の皆様と意見交換を行う予定になっております。この後9月末に総合計画審議会の方から県知事に答申案が出てきて、その後にパブリックコメントとしてかけられるということになります。

成田（有）委員：地域フォーラムは、何か所でやるのですか。

事務局（大中）：県内6か所で開催します。明日が十和田市、むつ市、八戸市の3か所で行いまして、土曜日に弘前市と五所川原市、日曜日に青森市の計6か所で行います。

会長：それは自由参加ということですよ。すみませんが、後程その日程等について審議会の委員に配布していただけないでしょうか。企画課の方ではなくて男女共同参画課の方をお願いします。どうぞ、課長、何か意見があれば。いいですか。

これは男女共同参画課にとっても非常に重要なことだと思いますので、これは今私自身もちょっと不覚でしたけれども、ただ伝えておくということではなくて、私たちができるだけ、その委員がこの素案の検討の場に出て行って意見を言うということも重要だと思いますし、答申案が示されてパブリックコメントで意見を申し述べるということも必要だと思います。私も前回申し上げましたけれども取り入れられませんでした。

ですから、やはりもっと強い形で要望を出す必要があるのではないかと思います。審議会の総意として要望を出すというようなことはいかがでしょうか。伝えておきますでは困りますので、もちろんお伝えはいただくとありますが、なんとかの担当課の担当者の伝達ではなくて審議会の総意として要望書を出したいと思いますが、ちょっとこれは今、突然の思い付きで申し上げていることですが。

事務局（前田）：私の説明が十分ではないとまずいので、ちょっと当課との経緯を、私の今の記憶の範囲で申し上げますと、現在の生活創造推進プランを御覧いただきたいのですが、これの5つの施策の中には男女共同参画の推進は入っていないのです。元々はそれを支える仕組みだと。それが男女共同参画の推進と社会参加と協働の推進だというふうに整理されています。

それで、今回、齊藤委員から御説明があったように、この支える仕組みというのも無くなりまして、施策を4本にしますとなったのです。その時に施策の一つで今まで支える仕組みだと言っていた男女共同参画が、施策そのものになりうるのかという議論が実はあったのです。言葉の議論だと言われてしまうとそうかもしれませんけれども、今まで支える仕組みだというのを施策に入れるのであれば、そうすれば社会参加と協働の推進はどこに行ってしまったのかという議論もありました。

それらの整理の中で男女共同参画の推進をより打ち出すためにも、そこの入り口としてのワーク・ライフ・バランスという意見があったと私は担当課とのやり取りでは聞きました。だから、そもそも男女共同参画の推進が支えるのだから、今の計画の作りが支えるという仕組みをなくしたのだから、すべてにおいて当然考えなければいけないことだよという議論を言う方もいらっしゃいましたけれども。

ただ、それだとどこにも出てこなくなってしまうので、うちとしてもワーク・ライフ・バランスというところに集中的にそれを投資できるということで、お話を承ったということをお記憶しております。ちょっとそこは具体的に何も無くなったと、単純にそういう整理ではないということです。

会長：時間的なこともあるのですが、重要なことなので申し上げたいと思いますが、実は前回の生活創造社会のプラン作りの時に、もう既にこの問題は出ておりました。ただ私は委員として参加しておりませんでしたので、後の情報で聞きました。その時に本来であれば青森県が目指す5つの社会像の1つに挙げられるべき、しかもその中心になるのが男女

共同参画社会だと私どもは認識していたわけです。

そこから外されてしまって、ひょっとしたら無くなるかもしれないという情報が入りまして、その委員の方が頑張っていたでいて、ようやく仕組みのところに位置付けたということだったのですね。その間パブリックコメント等で私も何度も意見を申し上げましたけれども、ほとんど採用されず今のような状態になってしまったのです。

ですから、こういう段階に来た時に、今、前田さんがおっしゃったように仕組みということであれば、この中の5つの中に入っていないわけだから、やっぱり名前としても消えてしまうのではないかと、仕組みというものを改めて表に出さないのであれば、あるかもしれないけれども消えてしまう、見えなくなるという状態なのだと思うのですね。

だからやはりそのことを踏まえて今回、もう一度頑張って男女共同参画を入れるということを考えるべきではないかと思えます。それでなければまたこの生活創造社会、要するに青森県が目指すというものの中に、男女共同参画というものがきちんと位置付けとして見えなくなってしまうと思えます。なんとか方法を考えたいと思えますが、ちょっと時間も押していますし、この場ですぐに良いアイディアは出ないかもしれませんが、取りあえず先程申しましたように審議会の総意として、新しい生活創造推進プランに男女共同参画を見える形で取り入れて欲しいということだけは伝えていただきたいと思います。

そのことについて、もうちょっと議論が必要ということであれば、皆様の御了解を得て、時間を延長したいと思えますが、そうでなければ、今私が申しました提案について賛同かどうかという御意見をいただきたいと思います。

吉村委員：基本的にこの審議会にそういう、職務権限といいますか、権能を与えられているという理解なのですか。

会長：権能というよりも、要望ですよ。だから相手がどう取るかということとはわからない。それこそどういう根拠のもとに対応されるかということになるかと思えますが。ただ、こちらとしてきちんと意思を表明することは必要ではないかというふうに、私は考えたわけですが。

吉村委員：だから「総意として」と会長がおっしゃることですと、言ってみれば「総意」の意味合いですけれども、全会一致でそういうふうになりましたということ、これから例えば時間が限られている中で、なかなか私はそこは難しいのではないかと思います。つまりどういう職務権限という言い方はちょっと固いですけれども、根拠はどこだと。例えばこの男女共同参画審議会の設置されている目的だったり、そこに要するに委ねられている事項の中に、会長がおっしゃっているようなことが含まれているのだとすれば、それはやはりそれに沿ってきちっと議論すべきだと思います。今、突然この場で、「総意として」ということの位置付けがわからないまま、「ああ、わかりました」というふうにはなかなかしにくいのではないかと思います。私の正直な感想なのです。

会長：おっしゃることは大変よくわかります。今の吉村委員の御意見に関して、他に委員

の方々から御意見はございませんでしょうか。

吉村委員：さっき別表の第1というのを見ていて、担当する事業の調査・審議することというのが最後なのですね、男女共同参画審議会について。

会長：重要事項について調査・審議ですね。

吉村委員：調査・審議することが、要するにこの審議会の、言ってみれば担当する業務ということですね。このまま文字通り読めば。

会長：ただ審議した結果というのは、もちろん審議内容も公表されますけれども、審議した結果、今おっしゃいましたように…。

吉村委員：ですからね、じゃあ「総意として」そういうことを申し入れましょうということであれば、それは一つの議題として立つわけですし。

会長：そうですね。それはおっしゃる通りだと思います。

吉村委員：「その他」の中の、しかも閉会が近づいてきてから、「総意として」という進行の仕方には若干無理があるのではないかなということを申し上げているわけです。

会長：では吉村委員、今、話題になっていることにつきまして、吉村委員の御意見はいかがですか。

吉村委員：私自身は、ですから全体のところは、先程来、ここ5分か10分のところで、いきなり企画課が準備されている資料を説明されて、そこからしかありませんので、予備知識のないままどうするという対応策は、気分的には言える状態にないというのが正直なところです。

会長：そうですか、はい。他の委員の方々も、はい、どうぞ。

齊藤委員：言い出しっぺですので、自分的に、もちろん我々も附属会議ですから、会議でそういう意見が強く出たということで、取りあえずは足りると思うのです。やはり設置規定とか見てもそこまでは…。相手も審議会ですから。審議会と審議会ですから事務的にそういう伝え方、要するにプランというのいろいろ各課の事業、体系的に貼り付けられますので、各課ないしは部の、そういう考え方を調整することによって、そこは積極的にやっていただきたいということで対応可能だと思うのですが。

会長：今、齊藤委員から御意見がありましたけれど、他の委員の方々いかがでしょうか。

全員の方に御発言いただくつもりでいました。岩間委員、いかがでしょうか。こういう展開になって申し訳ございませんが。

岩間委員：今のに関しては、確かに突然の生活創造社会の見直しですよね。私の意見は消えるかもしれないというのもちよっとあるのですけれども、このまま仕組み作りを支えるという位置付けを守ってもらえれば、それはそれでいいのかなという気もしないでもないです。

ちよっとまた全然ずれてしまうのですけれども、人材育成の話が出まして、プラン21の中にも今後の方策とかのこの女性人材バンクを整備するとありました。こちらの人材バンクの活用率というのはどの程度なのでしょうか。照会中という感じになっていたのですけれども。先程もウィメンズアカデミーの方ではもう5割くらい人材が採用されているというお話も出ていましたけれども。

事務局（前田）：人材バンクを整備するというのは、照会中という意味ではなくて、常に日々更新していかなければいけないものですから、そういう意味で整備するのです。

会長：名簿を作成しているということでしたよね。

事務局（前田）：名簿は作成しています。それで基本的には県庁と市町村から照会があったときにこれは個人情報なものですから、御紹介するという形で公表しているものではないです。

会長：すみません、よろしいでしょうか。ではお隣の斉藤委員お願いします。

斉藤委員：時間も押し迫ったところで申し訳ないです。私は86ページの重点目標4のところにもちよっと要望がございます。(1)の③のところ。女性の労働に対する適正評価の促進と掲げられておりまして、ものすごく気を良くしております。というのは私、農村部に住んでいて田畑で頑張っている一女性です。昔ほどではないのですけれどもまだまだ農村には封建的なところがいっぱいあって、女性を理解してくれない男性がたくさんおります。一生懸命田畑で働いているにも関わらず、なかなか女性の働いている時間が評価されない、評価してくれないということがありまして、ここを検討して力を入れているようですけれども、今以上に力を入れて欲しいなと思っております。

そしてもう一つは、男性を中心に男女共同参画の学習会がもたれているようですが、難しいことなのかもしれませんが、できれば農村の男性にも学習する場をもう少し設けていただきたいなと思っております。以上です。

会長：ありがとうございました。男性に対する学習機会をぜひ。

成田（宏）委員：農村だけでなく、漁村もね。

会長：そうですね。全体に、男性に対する学習の機会を。

斉藤委員：みんな捉えかたがバラバラなんですよ。

会長：申し訳ございません、ちょっと時間が。

斉藤委員：私、農村部に住んでるものですので、農村の話ばかりで申し訳ありません。

会長：いえいえ、とんでもないです。結構です。最後になりますが、長谷川委員、まだ御意見を発言されてないと思いますので。

長谷川委員：はい。私もですね、つい先日、人権委員会っていうのを今年から立ち上げまして、その中で男女共同参画ということで、私が担当になりました。学校の現場は、仕事の場であって、それから教育の場という二つの立場にあります。だから、職員の先生方に関しては、仕事をするという面での男女という関係ですね。それから生徒に関しては、先程から、一番色々話題になっていて、私が聞き耳を立てていましたのは、意識の啓発ということです。これは、調査の中には出てこないとは思いますが、本当は、教育庁と連携して、生徒の意識啓発からいかないと、将来的に、男女の差とか考えないで、それこそノーマライゼーションの社会にならないと考えております。私どもは、教科、それからロングホームルーム、色々な場面で、未来を創る人材の育成ということでやっておりますので、この場で、色々勉強しまして、現場に持ち帰って、色々やっていきたいと思っております。以上です。

会長：はい、どうもありがとうございます。そのほか、御発言いただいていない方、あるいはこれからまだという人、いますか。じゃあ、よろしいでしょうか。ほかの委員の方。では、ちょっと手短にお願いいたします。

成田（宏）委員：はい。頂いた資料の中の男女共同参画推進条例、この立派なパンフレットですけど、これの挿絵などは、見直しをちょっとかけて欲しいと思うところがあります。それから、大変、お願い事で申し訳ないのですが。私の今おりますポジションのところから内閣府から出てきたワーク・ライフ・バランスをテーマにしたフォーラム、シンポジウム形式になると思いますが、これが、内閣府から OK をもらったということで、おそらく、11月28日金曜日の午後に、開くことになると思います。今まもなくリーフレットなどに手をかける段階になりました。県の方々のアドバイスをいただいて進めておりますが、どうぞその節には、皆様方の関係の団体等もよろしくということで PR も兼ねさせていただきます。

会長：どうもありがとうございました。時間が、五分過ぎてしまいましたので、当初、今

日こそゆっくり皆様とお話ができるというふうに、安直に考えておりましたが、先程の、県の総合計画の意見が出まして、それでちょっと私自身も、非常に強いショックを受けたものですから、議事の進行を少し先走ってしまいまして、大変申し訳ございません。ただ、私だけではなくて、男女共同参画に関しては大変重要なことだと思いますので、まあ、今日どうこうということはできませんけれども、先程、情報提供がありました、地域フォーラムの方に参加する、あるいは、パブリックコメント等で、意見を述べるということ、各委員の方々にぜひ自発的にお願いしたいことと、それから、これについても、今日、内海委員がいらっしゃいませんので、少し御相談させていただいて、審議会として何ができるのかできないのか、それから、もしそのために、再度の審議会を開催する必要があるのかどうかについても、事務局と検討させていただきたいと思います。今日は、貴重な意見を頂きまして、その点についてはもう既に事務局から御回答がありましたけれども、21年度の事業等にも生かしていただけたらと思いますので、どうぞ皆様にも、今後とも、それぞれのお立場で男女共同参画の推進に御尽力いただきますように、よろしく願いいたします。今日は御熱心な御討議どうもありがとうございました。大変失礼いたしました。

事務局（前田）：先程のフォーラムの日程表を、今、委員の皆様にお配りいたします。今日明日の話なものですから。

会長：そうですね。

事務局（前田）：先程の御意見につきましては、皆様のお手元に素案そのものが届いていないということもありますので、それを含めて後程、企画サイドに、どういう形で御意見を御紹介するかを検討させていただきたいと思います。

会長：はい。

4. 閉会

司会：ありがとうございました。委員の皆様には長時間にわたりまして御熱心に御審議いただきまして、貴重な御意見を頂戴いたしました。深く感謝申し上げます。本日出されました御意見等につきましては、青森県男女共同参画推進本部及び推進会議等において調整を図りながら、関係部局が連携し、各種施策の円滑かつ効果的な推進に取り組んで参りたいと存じます。

それではこれもちまして本日の審議会を終わらせていただきます。皆様、御協力ありがとうございました。お疲れさまでした。